

北学園 P T A 会則

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は北学園 P T A と称し、事務局を北学園におく。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は次の諸項を目的とする。

- 1 家庭・学園・社会における児童生徒の福祉を増進する。
- 2 会員の教養を高め、学園の教育の理解を深める。
- 3 家庭と学園の連絡を密にし、児童生徒の心身の健全な育成を図る。
- 4 会員の協力により教育環境の改善に努める。

第 3 章 方針

第 3 条 本会の方針は、次のとおりとする。

- 1 教育を目的とする民主的団体として活動する。
- 2 自主独立のもとで、非営利的・非宗教的・非政党的団体であって、いかなる団体にも支配・統制・干渉を受けない。
- 3 教育問題について意見を述べ討議するが、学園の管理や教職員の人事に干渉しない。
- 4 国及び地方公共団体の適正な教育予算充実のため努力する。

第 4 章 会員

第 4 条 本会の会員は次のものとする。

- 1 学園に在籍する児童生徒の保護者
- 2 学園の教職員
- 3 本会の主旨に賛同し、活動に協力・支援する個人及び団体（入会を希望した校区在住者）で運営委員会が承認した者
- 4 賛助会員として運営委員会又は執行部が承認した者

第 5 章 会計

第 5 条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第 6 条 会費は年額 4,200 円（月額 350 円）を 6 月に一括払いとする。年度途中の転出入においては月単位で精算するものとし、転出は在籍月まで、転入は翌月よりの支払いとする。ただし、最長子のみ支払うこととする。

第 7 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 執行部役員

第 8 条 本会の執行部役員は会員の中より次のとおり定める。

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 3 名
- 3 書 記 3 名
- 4 会 計 2 名

- 第9条 前条の規定以外に、運営委員会の決定により顧問を置くことができる。
- 1 顧問は執行部役員の求めに応じ、本会の運営について助言・相談にあたる。
 - 2 顧問は会長の対外的な職務を代行することができる。

第10条 執行部役員の任期は1年とし、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、翌年の総会の日までは任にあたる。そして、再選を妨げない。
また、役員の承認は総会で行なう。

第11条 執行部役員の任期途中で、転校や病気等やむを得ない事由が生じた場合、運営委員会にて対応を審議する。

第7章 執行部役員の選出

第12条 執行部役員は現執行部にて選出し、会員による信任投票で承認を得る。
改選は毎年3月末までに行なう。

第8章 執行部役員の任務

- 第13条 執行部役員の任務は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、すべての会を招集し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
 - 3 書記は総会並びに各種会議を正確に記録し保管する。
また、各会合の招集依頼文書を作成し送付する。
 - 4 会計は金銭の出納を司り、受領証及び経理を正確に記録し保管する。
※3, 4の保管期間は7年間とする。

第9章 会計監査

第14条 役員選出に準じて選出された2名をもって構成し、本会会計監査の任にあたり、その結果を総会にて報告する。

第10章 機関

第15条 本会には次の機関をおく。
総会・執行部役員会・運営委員会・ブロック委員会・専門委員会（子育て委員会・校外安全委員会）

第11章 総会

第16条 総会を年1回開催する。必要に応じて、臨時総会を開催することができる。
総会開催には、委任状も含めPTA会員総数の2分の1以上の出席を必要とする。

第17条 総会に付議並びに報告する事項は次のとおりである。

- 1 前年度の事業ならびに決算の報告と承認
- 2 新年度事業計画ならびに予算の審議と承認
- 3 必要に応じて、会則の改正の審議と承認
- 4 その他重要事項

第18条 総会の決議は出席会員の過半数の承認を要する。
総会をオンライン実施又は紙面提案で行う場合は、総世帯数の過半数の承認を要する。

第12章 委員会

第19条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の委員会を設ける。

- 1 運営委員会
- 2 ブロック委員会
- 3 専門委員会

第13章 運営委員会

第20条 運営委員会は次のものをもって構成する。

- 1 執行部役員（会長、副会長、書記、会計）
- 2 各専門委員会委員長（子育て委員長・校外安全委員長）
- 3 各学級委員
- 4 校長・副校長・教頭

第21条 運営委員会の任務は次のとおりである。

- 1 本会の行事について、その企画並びに有効な運営を図る。
- 2 本会の事業計画案及び、予算案を作成する。
- 3 必要ある場合は、特別委員会を設ける。
- 4 その他総会において委任された事項を処理する。

第14章 ブロック委員会

第22条 本会には次の委員会をおき、各ブロックにおける諸活動を推進する。

第1学年から第4学年を1部ブロック、第5学年から第7学年を2部ブロック、第8学年から第9学年を3部ブロックに分け、各ブロックの学級委員をもって構成する。

- 1 1部ブロック委員会
- 2 2部ブロック委員会
- 3 3部ブロック委員会

第23条 学級委員は各学級の会員によって互選される。

第24条 各ブロック委員会のブロック長は、副会長が兼ねて行う。

第15章 専門委員会

第25条 本会には次の専門委員会をおく。

- 1 子育て委員会
 - ・ 保護者としての自己研修につとめ、会員相互の親睦を図ると共に、地域と交流しながら家庭の教育力を高める。
 - ・ 保護者教育事業を企画し、社会教育の推進を図る。
 - ・ 自己研修の場として子育て学級等を通し教養を高め、明るい家庭を築くと共に健全な児童生徒の育成に努める。
- 2 校外安全委員会
 - ・ 児童生徒の校外生活での安全と非行防止に努める。
 - ・ 児童生徒を交通事故及び不審者から守るための活動推進を図る。
 - ・ 委員は執行部役員、学園、自治会等との連絡にあたる。

第26条 子育て委員は各学級の会員によって互選される。ただし、必要に応じて増減することもある。

第27条 校外安全委員は各地区1名から2名とし、前年度の校外安全委員会の推挙又は立候補により決定する。ただし、校外安全委員は必要に応じて増減することができる。

第28条 北学園校区内を約20ブロックに分けて活動を行なう。
地区編成は、児童生徒数に合わせて校外安全委員長によって再編成をしてもよいものとする。

第16章 規定

第29条 本会則に必要な諸規定は、運営委員会において制定及び改正することができる。

第17章 会則

第30条 本会則の制定や改正は総会において、出席会員の3分の2以上の承認に基づき、行うことができる。
総会開催には、委任状を含めPTA会員総数の2分の1以上の出席を必要とする。

附則 本会則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年（2023年）4月1日制定

令和6年（2024年）4月1日改正